



公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

平成30年度（上半期）「迎賓館赤坂離宮における参観記念品等の販売店舗の設置・運営業務」

2. 公募に参加する者に必要な資格又は条件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団及びその他の反社会的団体又はその構成員若しくは関係者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) ミュージアムショップ又はこれに相当する業務の運営経験を有する法人であつて、良質な商品及び優良なサービスを提供できる業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (8) 事前に募集要領及び仕様書を受領し、仕様書に記載した条件により業務を実施することを確約していること。
- (9) 販売店舗を設置・運営するに当たり、必要な法令を遵守していること。

3. 企画提案書等の提出

公募に参加を希望する者は、事前に募集要領及び仕様書等の必要な書類を受領した上で、平成30年3月23日（金）15:00までに企画提案書等を下記の提出先に持参又は郵送すること（郵送の場合は提出期限内必着。提出された企画提案書等は、審査終了後も返却しない。）。

※募集要領及び仕様書等の受領並びに企画提案書等の書類の持参の際には、あらかじめ下記連絡先へ連絡を行うこと。

※企画提案書等の作成等及びプレゼンテーションに要する費用は負担しない。

4. 募集要領及び仕様書等の受取先並びに企画提案書等の提出先

東京都港区元赤坂2-1-1

迎賓館総務課

電話 03-3478-1111（内線515 担当 鎌田、遠藤）

平日 10:00～12:00、13:00～18:00

5. 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

平成30年3月12日

内閣府迎賓館長 別府 充彦

